

郵便入札に関する Q & A

郵便入札全般

Q 1 郵便入札の対象はどのようなものですか？

A 平成 30 年 1 月以降に公告する一般競争入札の方法により行う工事です。

Q 2 郵便入札と入札書持参方式の入札では、入札にあたって条件などが異なりますか？

A 入札の無効事由など、今までの入札書持参方式とは大きく異なります。

無効事由は中泊町郵便入札実施要領第 8 条に詳細がありますので、十分に確認してください。

郵送するもの

Q 3 郵送するものは、何でしょうか？

A 郵送していただく必要書類は原則として次の 2 点です。両方を郵送してください。
どちらか 1 つしか入っていないものは無効です。

- ① 入札書
- ② 設計図書等の調達を証明する書類
- ③ 工事費内訳明細書

なお、①及び③以外に「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」などもお送りいただく場合がありますので、対象工事ごとの公告を十分に確認してください。

郵送方法等

Q 4 封筒に記載するあて先はどこでしょうか？

A 〒037-0399 日本郵便株式会社中里郵便局留 中泊町役場財政課契約担当 行 です。

※ 必ず「日本郵便株式会社中里郵便局留」と明記してください。

町財政課へ直接到着した場合は無効となります。

Q 5 郵送は、どのような方法であればよいでしょうか？

A 一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかによります。

お近くの郵便局にて手続きをしてください。

普通郵便で郵送したものは無効です。直接、ポストに入れないようご注意ください。

なお、郵送方法については、公告の中で明記しますのでご確認ください。

Q 6 郵便入札に使用する封筒は、決まったものがあるのでしょうか？

A 大きさ、色など任意の封筒をご使用いただいて構いませんが、「長形3号（120 mm×235 mm）」の大きさの封筒があれば、そちらをご使用ください。

Q 7 封筒に記載する事項は何ですか？

A 封筒の表面には、あて先のほかに次の事項を記載してください。

- ① 入札書等在中
- ② 工事（委託）名
- ③ 入札日
- ④ 工事（委託）番号

封筒の裏面には、差出人に関する次の事項を記載してください。

- ① 住所
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者職氏名
- ④ 電話番号
- ⑤ ファックス番号

※ なお、入札書の郵送先を自ら封筒に記入して郵送することも可能ですが、記入した内容に誤りがあった場合、入札が無効となることがありますので、町ホームページから宛名等をダウンロードし、それを切り取って封筒に貼るのが確実な方法です。

Q 8 入札書等の到着期限はいつですか？

A 到着期限とは、日本郵便株式会社中里郵便局に届く期限のことであり、原則として、開札日の前日（その日が休日にあたる場合は、直前の平日）です。

到着期限は、入札公告に明記しますのでご確認ください。

※ 到着期限までに日本郵便株式会社中里郵便局に到着しない場合は無効です。

Q 9 日本郵便株式会社中里郵便局に届くのは、到着期限前であれば、いつでもかまわないのでしょうか？

A 一般書留郵便、簡易書留郵便については、日本郵便株式会社中里郵便局では10日間以上保管したものは差出人に戻す決まりがありますので、必ず公告において示す郵送期間内に郵送してください。

Q10 一般書留郵便などはお金がかかるので、普通郵便で郵送しても良いですか？

A 普通郵便で郵送された入札書は、指定の方法に違反して提出されたものとして無効となりますので、必ず一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかにより郵送してください。

Q11 入札を担当する課に直接入札書を持参してもよいでしょうか？

A 郵便入札で実施する案件において、持参した場合は、指定の方法に違反して提出されたものとして無効となります。

Q12 入札書は封筒に入れて郵送したのですが、公告で指定された書類を入れ忘れてしまいました。別郵便又は持参して提出してもよいですか？

A 入札書とともに同封されていない場合は、無効な入札となります。

Q13 入札書を入れた封筒の封は、セロハンテープで行っても良いですか？

A 封筒の封は、糊付けをお願いします。

なお、セロハンテープで封をしてあることをもって入札自体は無効とはしませんが、開札前に開封されている形跡が認められる入札は無効となりますので、糊付けをし、確実に封をして郵送してください。

Q14 郵送した入札書の入札金額の頭初に、「¥」記号を書き忘れてしまいました。この場合の入札は有効なものとなりますか。

A 原則として有効なものとして取り扱いますが、このような書き忘れがないよう十分に確認したうえで提出してください。

Q15 入札書を郵送した後に、入札を辞退することはできますか？

A 開札開始前であれば、入札辞退届を入札を担当する課に直接持参して提出することにより、辞退することができます。

開札開始以降は、辞退することはもちろんのこと、提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回することはできません。

Q16 入札辞退届を提出しましたが、当該辞退届を撤回することはできますか？

A 一度受理をした入札辞退届は、撤回することはできません。

Q17 郵送した入札書の金額に誤りがあったために、同一工事について、改めて入札書を郵送してもよいですか？

A 2通以上の入札書を提出したのものとして無効になります。

開札について

Q18 開札を傍聴したいのですが、できますか？

A 開札は、原則として公開しています。

傍聴希望の方は、開札開始時刻前までに開札場所にお越してください。

開札時刻、開札場所は公告に明記します。

Q19 中泊町郵便入札実施要領第9条に「落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合等くじ引きを行う必要があるとき」とありますが、具体的にはどのような場合にくじ引きを行う必要があるのですか？

A 具体的には、次の場合にくじ引きを行うことになります。

- (1) 落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合
- (2) 落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合
- (3) 落札候補者の次に低い価格の入札をした者が2者以上いる場合

※ 「落札候補者」とは、入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験を入札参加資格要件としている場合）があるため、開札中には落札者が決定しない場合の、予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち最低の価格を提示した者です。

Q20 入札書に記載の「くじの数」を使ってくじ引きを行うとのことですが、具体的には、どのようにして行うのですか？

A 次の手順により、くじ引きを行います。

- (1) 落札者等となるべき価格の入札をした者について、町の入札参加登録番号の小さい順にくじ番号（0、1、2、・・・）を付与します。
- (2) 同価格の入札書に記載された「くじの数」を合算し、その合計を当該入札書の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者等とします。
- (4) 入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験等）がある案件の場合は、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を次順位者とします。
この場合において、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を次順位者とします。
- (5) 入札後審査資格の確認する順番は、1番目が落札候補者、2番目が次順位者となり、3番目以降については、(4)の規定に準じて順番を決定します。

Q21 J V（特定建設工事共同企業体）がくじ引きを行うこととなる場合の入札参加登録番号はどのようになるのですか？

A 代表者の町の入札参加登録番号を J V（特定建設工事共同企業体）の入札参加登録番号とみなします。

このため、J V（特定建設工事共同企業体）のくじ番号（0、1、2、・・・）は、代表者の入札参加登録番号により付与することとなります。

Q22 入札書に「くじの数」を記載しなかった場合は、どのようになりますか？

A 入札書に「くじの数」が記載されていない場合は、当該入札者の入札参加登録番号の下3桁を「くじの数」とみなします。

なお、J V（特定建設工事共同企業体）で入札に参加し、かつ「くじの数」が記載されていない場合には、代表者の入札参加登録番号の下3桁を J V（特定建設工事共同企業体）の「くじの数」とみなします。

Q23 入札書に「くじの数」を記載しなかったので、開札時に傍聴に行き、その場で記入してもよいですか？

A 開札時に、傍聴にお越しになった方（本人又は代理人を問いません。）が、その場で入札書に数字等を記載することは公正性の観点から認められませんので、入札書を郵送する際に、十分、ご確認をお願いします。

Q24 開札事務に関係のない町職員2人以上を立会人にするとのことですが、どのような町職員が立会うのですか？

A 郵便入札の対象となる工事の設計を行った課で、当該工事の設計に関係のない職員が立ち会うこととなります。